

## 船舶事故調査報告書

令和元年 10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成30年12月8日 09時47分ごろ
発生場所	愛知県美浜町野間埼北北西方沖 野間埼灯台から真方位336° 1.5海里付近 (概位 北緯34°46.9′ 東経136°49.9′)
事故の概要	巡視艇ひだかぜは、南東進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成30年12月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視艇 ひだかぜ、25トン
船舶番号、船舶所有者等	140498 国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約10.0m/s、視界 良好 海象：波高 約1.2m、潮汐 下げ潮の中央期 美浜町には、12月6日16時27分に強風及び波浪注意報が発表されており、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、小型船の安全指導の目的で、約32ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南東進中、船長が、左舷船首方約20メートルの海面に設置されたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）のボンデン及びロープがあるのを認め、直ちに機関を中立運転にしたものの、惰力で前進中、本件養殖施設に進入して絡網した。 船長は、本件養殖施設に近づいたことに気付いていたものの、慣れた海域なので、速力を保持した状態で航行していたと本事故後に思った。
分析	本船は、南東進中、船長が、約32knの速力で航行したことから、本件養殖施設のボンデン及びロープに気付くのが遅れ、発見後、機関を中立運転としたものの、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南東進中、船長が、約32knの速力で航行したため、本件養殖施設のボンデン及びロープに気付くのが遅れ、発見後、機関を中立運転としたものの、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 養殖施設等が設置された海域を航行する際は、適切な速力に減速して航行すること。</li></ul>
--------------	--